

第4回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

配 付 資 料

資料1 旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針（案）

[参考資料1] 44連隊跡地の概要

[参考資料2] 登録有形文化財（建造物）

[参考資料3] 耐震補強までの流れ

[参考資料4] 弾薬庫及び講堂に遺存する構造と意匠

[参考資料5] 周辺に残る旧陸軍歩兵第44連隊の関連施設について

旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針（案）

高知県教育委員会事務局文化財課

1. 基本方針

弾薬庫及び講堂が遺存する国立印刷局高知出張所跡地（以下、「44連隊跡地」という。）は、明治30年から昭和20年の間、本県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊兵営の一部であり、戦争を体験した世代にとっても、戦争を知らない世代にとっても、ここから県内の多くの若者が招集され出征していった、その史実を知るために、大変重要な場所である。

このことから、44連隊跡地の整備については、周辺に点在する関連施設や戦争体験者の証言をもとに、44連隊及び関連部隊の歴史やその時代背景を理解し、実際に残された建造物を見学することで、県内の小中学生をはじめ県民全体が「戦争の悲惨さと平和の尊さ」を学ぶ場として整備する。

併せて、先の大戦から既に74年が経過し、戦争体験者とともに遺族の方々も高齢化している現状において、関係資料の散逸が憂慮されることから、戦争のあった時代を次世代に繋げていくため、県内に残る戦時資料を収集、記録、保管、展示する。

今、明治維新から先の大戦までの戦争のあった歴史を後世に引き継ぐことは、大変重要なことである。44連隊跡地は、将来において県民の気運が高まり、明治維新から先の大戦までの歴史をきざむ新たな施設の整備を考える際には、最も有力な適地と考えるが、当面は44連隊及び関連する部隊の歴史やその時代背景を学ぶことができる場として、以下の考え方を基本とし、整備を行うこととする。

2. 整備活用方法

（1）弾薬庫及び講堂の保存修理

弾薬庫と講堂については、基礎のレンガ組積造や小屋組のトラス、小屋裏の垂木と野地板などの構造や意匠を残す明治期の近代和風建造物であり、国の登録有形文化財としたうえで、安全性を考慮するとともに歴史的価値を損なわない方法で、保存修理を行う。

具体的には、費用対効果の観点から、弾薬庫は下屋のセメント瓦や破損した主体部屋根の隅棟と軒瓦の葺き替え、講堂は入口シャッターの木製引き違い戸に復原、東西窓の破損箇所修理など、現状の補修と補強を基本とする。

なお、一般公開を前提として耐震補強を行うが、講堂については常時公開を行うかどうか判断のうえ、耐震水準を設定する。

(2) 資料収集

先の大戦から既に74年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少により、記憶の風化が憂慮される現状において、戦時資料は戦争のあった時代である明治維新から先の大戦までの歴史を物語る県民共通の遺産である。

高知県が設置されてから令和3年で150年を迎えることを契機に、現在新たな『高知県史』の編纂に向けた検討を始めており、この編さん過程を通じて、本県の明治維新から先の大戦までの戦時資料収集についても活発に行われていくものと考えているが、戦後74年が経過し、資料の散逸が憂慮されることから、早急な対応が必要である。

このことから、対象時期や対象資料、収集方法を示す具体的な収集に関する基本方針と計画を策定し、関係資料の収集を行っていくこととする。併せて、戦争体験者や遺族の方々の証言などの映像記録や証言集を作成するため、聞き取り調査を実施することとする。

(3) 資料公開展示

展示内容については、旧陸軍歩兵第44連隊及び関連する部隊に関する資料や当時の時代背景に関連する資料を基本とする。展示資料は44連隊施設に関する図面や風景写真、当時の新聞記事、賞状や感謝状などの写真パネルやレプリカ、食器類とし、紙資料や繊維資料など劣化が想定される一次資料は使用しない。

また、周辺関連施設を含む平面パネルや年表、展示資料の解説パネルなども設置し、許諾を頂けた戦争体験者や遺族の方々の証言映像を放映する。

(4) 旧陸軍歩兵第44連隊関連施設の活用

朝倉地区は、明治30年に旧陸軍歩兵第44連隊の兵営が設置され、兵営周辺には関連する陸軍病院や陸軍墓地等の施設が設けられたことから、高知県の近代史を考えるうえで大変重要な場所である。

このことから、44連隊跡地と周辺に点在する関連跡地を繋ぐ見学コースを策定したうえで、当該跡地には見学コース案内板を設置する。また、各関連施設跡には解説板を置き、当該跡地と周辺関連施設の一体的な活用を行う。

(5) 管理運営方法

管理運営方法については、県として管理運営を行っていくことを基本とし、費用対効果を検討したうえで、開館日や開館時間、利用料金などを設定するとともに、人員体制の整備を図る。

また、関連資料の収集保存や調査研究、公開展示、周辺関連跡地を活用した企画事業、ボランティアガイドの養成等を行い、県内の小中学生を中心に県民全体が学べる場とする。

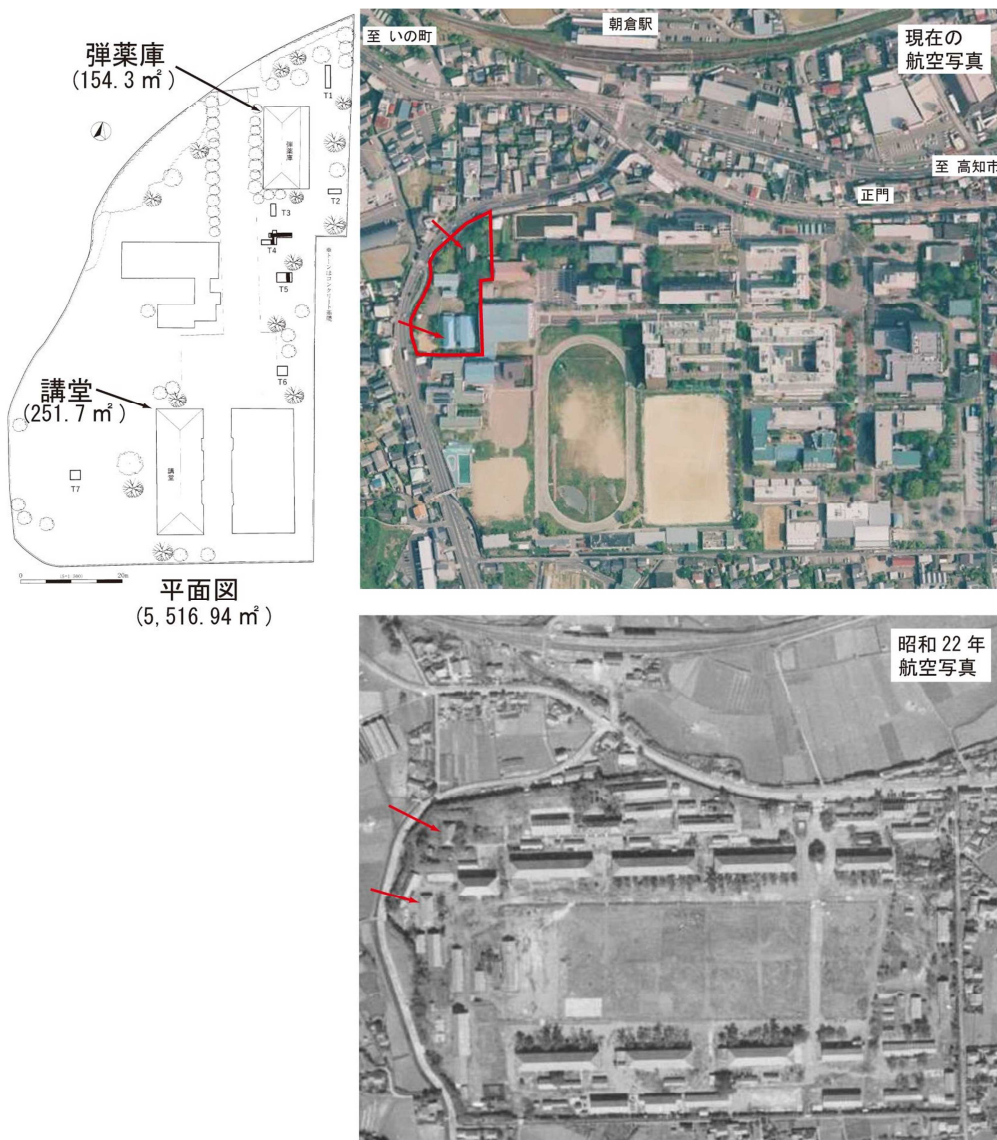
4 4 連隊跡地の概要

1. 概要

- 国立印刷局高知出張所跡地（高知市曙町二丁目 960 番 3、5,516.94 m²）
- 旧陸軍歩兵第 44 連隊の兵営だった敷地の一部で、敷地内に「弾薬庫」と「講堂」の建造物が遺存

2. 平成 29 年度高知県文化財保護審議会の答申概要

- 建造物は、「国登録有形文化財に相当」「県指定文化財に相当」の二つの見解
- 本跡地は、「多くの方々が出征していった歴史的にいわれのある場所であり、残すべき価値がある」「隣接する高知大学はまさに連隊の跡地の歴史であり、平和学等の教材として、あるいは学びの場としての意義は十分にある」といった意見が多く出された。



登録有形文化財(建造物)

1. 登録の基準

原則として建設後50年を経過したもののうち、

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

※平成29年度高知県文化財保護審議会の答申

弾薬庫、講堂ともに建築時期が明治30年代前半と建築後50年を経過しており、遺存する数少ないレンガ構造の建造物であり、基準の「(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当すると考えられることから、国登録有形文化財に相当する。

2. 修理等に対する国の補助事業

(1) 登録有形文化財建造物修理補助事業

保存・活用に必要な修理等の設計監理費の2分の1を補助。

(2) 登録有形文化財建造物を活用した地域活性化事業

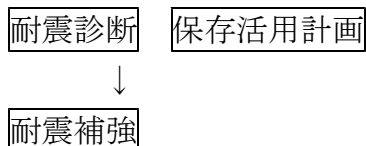
登録有形文化財建造物を公開活用して、地域活性化を促進するために、保存活用計画の策定や設備整備、耐震対策を行う場合、その事業費の2分の1を補助。

耐震補強までの流れ

『重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）』

文化庁文化財部参事官 より抜粋

1. 耐震補強までの流れ



※保存活用計画 と 耐震診断 は連携して実施することが望ましい

・保存活用計画

文化財建造物を価値あるものとして後世に伝えるために、文化財の価値を保存しつつ適切に活用する計画を策定し、計画された保存管理計画のもとに計画的に修理を行っていく。

2. 耐震診断

（1）必要耐震性能の設定

活用状況や文化財的価値に応じて耐震性能の目標値を設定する。

①機能維持水準

→防災拠点となる官公庁施設や避難施設、橋やダムなどのインフラ施設など、その建造物の機能が失われると社会に大きな影響を与えるものなどが該当する。

②安全確保水準

→大地震時に建造物によって人的被害を出さない水準。内部を公開している建造物ではほとんどの水準が選択される。

③復旧可能水準

→大地震時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧できる水準。小規模で倒壊しても人的被害が出ない。

（2）構造調査・・・耐震性能を検討するために必要な情報を得る目的で行われる。

- ・現地確認／史料調査→調査の前に地盤や建造物に関する情報の収集。
- ・地盤調査→建造物を支える地盤の正常を把握する
- ・破損調査→建造物の破損状況を把握する。
- ・形状／仕様調査→構造的特徴について行う調査。
- ・物性調査→耐震要素の力学特性等の物性に関する調査。

(3) 耐震性の判定

例えば、安全確保水準が求められる建造物について、構造解析によって大地震時に倒壊する可能性があれば、耐震性を満たしていない判定になる。また、局所的な破壊や非構造物の落下等が発生する危険性があり、被害が人命に危害を与えるものであれば、やはり耐震性を満足していない判定となる。

一方で、復旧可能水準の建造物が、大地震時に倒壊する危険性がわかったとしても、推定される被害内容と文化財的価値及び活用方法を照らし合わせた結果、修理によって文化財的価値が復旧可能で、かつ人命に危害を与える危険性がないと判断できれば、耐震性を満たしているという判断になる。

3. 耐震補強

耐震診断の結果、必要耐震性能に比べ耐震性能が不足していることが明らかとなった場合、耐震補強を検討する。

耐震補強は、文化財の保存に必要な措置の一つであり、文化財としての価値を損なわないよう、下の原則に配慮する必要がある。

○意匠を損なわない

- ・可能な限り見えない位置で行う。
- ・見える位置に補強する場合は、違和感が生じないように配慮する。
- ・できるだけ文化財的価値に与える影響が少ないデザインとする。

○部材を痛めない

- ・構成する部材は、それ自体が文化財的価値を有する物的証拠品であり、できるだけそのままの状態の後世に伝えていく。

○可逆的であること

- ・将来にはもっと良い補強方法が開発される可能性があり可逆的な方法で、実施する。

○区別可能であること

- ・補強部材等の付加物はもともとある部材と誤解されることがないように、区別可能なものとする。

○最小限の補強であること

- ・文化財的価値に与える影響をできるだけ小さくする。

《構造特性に応じた考え方》

- 建造物の構造特性を理解し、構造特性に応じた補強方法を選択する。

弾薬庫及び講堂に遺存する構造と意匠

『旧陸軍歩兵第 4 連隊弾薬庫等調査報告書』

高知市教育委員会 2016 より

1. 遺存する構造と意匠

(1) 弾薬庫 (別紙 3-1)

①主体部

建築当初の構造及び意匠が残存している箇所は、基礎 (1)、床組 (2)、軸部 (3)、小屋組 (4)、内壁 (7)、天井 (8)、間仕切壁 (9)、開口部 (10)、出入り口 (11) である。

屋根 (5) は、当初から棧瓦葺であったと考えられるが、昭和 50 年代に全ての垂木、野地板、棧瓦と、一部の桁、鼻母屋を取り替えたと推定されている。外壁 (6) は現在ペンキ塗仕上げとなっているが、本来の塗装は不明である。

②下屋 (東側庇)

建築当初の構造が残存している箇所は、基礎 (1) と軸部 (3) であり、床組 (2) と内壁 (7) は、記載がなく不明である。

また、屋根 (5) は昭和期にセメント瓦に改修されたと推定されており、外壁 (6) は記載がなく、改修年代は不明である。

なお、建築当初の図面と考えられている歩兵第四十四連隊 (第一号) 弾薬庫平面図 (高知大学附属図書館蔵) より、前室の間仕切壁 (9) の存在や、出入り口 (11) には両引戸、階段 (12) は木製であったことが推測される。現在、間仕切壁は撤去され、出入り口は木製片引き建具、階段はコンクリート製となっているが、改修年代は不明である。

(2) 講堂 (別紙 3-2)

建築当初の構造及び意匠が残存している箇所は、基礎 (1)、軸部 (3)、小屋組 (4)、外壁 (6)、内壁 (7) であるが、外壁の塗装はペンキ塗仕上げとなっており、改修年代は不明である。

床組 (2)、天井 (8)、間仕切壁 (9) は、旧国立印刷局時代に改修されたと考えられており、本来は床組が木造床組、天井は棹縁天井、間仕切壁は板壁であったことが、歩兵第四十四連隊講堂平面図 (高知大学附属図書館蔵) 及び遺存する部材の痕跡から推測される。

また、開口部 (10) は内側が引違ガラス戸、外側が外開き板戸となっているが、写真から引違腰板ガラス戸のみであったと考えられる。出入り口 (11) はシャッターに改装されているが、歩兵第四十四連隊講堂平面図から掃き出し形式の木製引違ガラス戸であったと推測される。

参考資料4-1 遺存する構造と意匠一覧表-弾薬庫

		弾薬庫					
		主体部			下屋(東側庇)		
		現状	時代	推定される明治30年代の姿	現状	時代	推定される明治30年代の姿
1	基礎	レンガ組積造	明治30年代	—	レンガ組積造	明治30年代	—
2	床組	木造床組	明治30年代	—	木造床組	記載なし	記載なし
3	軸部	レンガ組積造	明治30年代	—	袖壁:レンガ組積造	明治30年代	—
4	小屋組	洋風トラス (真束小屋組)	明治30年代	—	該当なし	該当無し	該当無し
5	屋根	棧瓦葺	昭和50年代に改修と推定 (垂木・野地板・棧瓦すべて、 桁・鼻母屋の一部を取替) ※棧瓦葺が鎗瓦、軒丸瓦の 瓦当部分が模様が無いもの になっているため	棧瓦葺	セメント瓦葺	昭和期に改修か	棧瓦葺か
6	外壁	レンガ壁モルタル仕上 ペンキ塗仕上	ペンキ塗は近年	塗装の仕様は 不明	縦羽目板張り	改修年代は不明	記載なし
7	内壁	縦羽目板張り	明治30年代	—	縦羽目板張り	記載なし	記載なし
8	天井	杉板張り(本実矧ぎ)	明治30年代	—	該当無し	該当無し	該当無し
9	間仕切壁	レンガ組積造	明治30年代	—	前室の木製間仕切壁 は撤去されている	記載なし	板壁か (図2より)
10	開口部 (窓)	内:ガラス上げ下げ窓 外:鋼製片開き戸	明治30年代か	—	該当無し	該当無し	該当無し
11	出入り口	内:木製腰高ガラス上 吊り両引き戸 外:ブリキ製両開き戸	明治30年代か	—	木製片引き建具(縦羽 目板)	改修年代は不明	両引戸か (図2より)
12	その他				階段:コンクリート製	改修年代は不明	木製階段か (図2より)

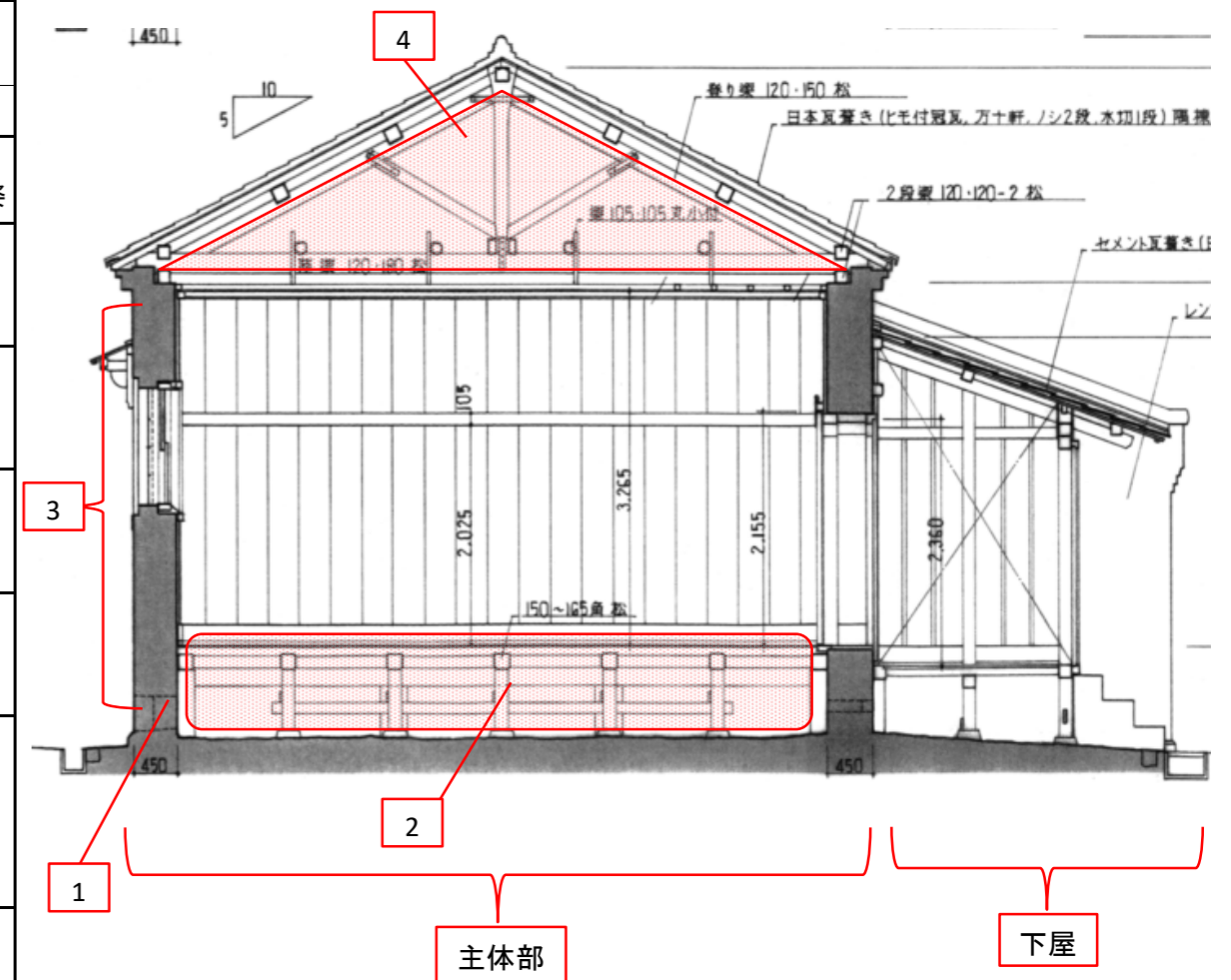


図1.弾薬庫断面図

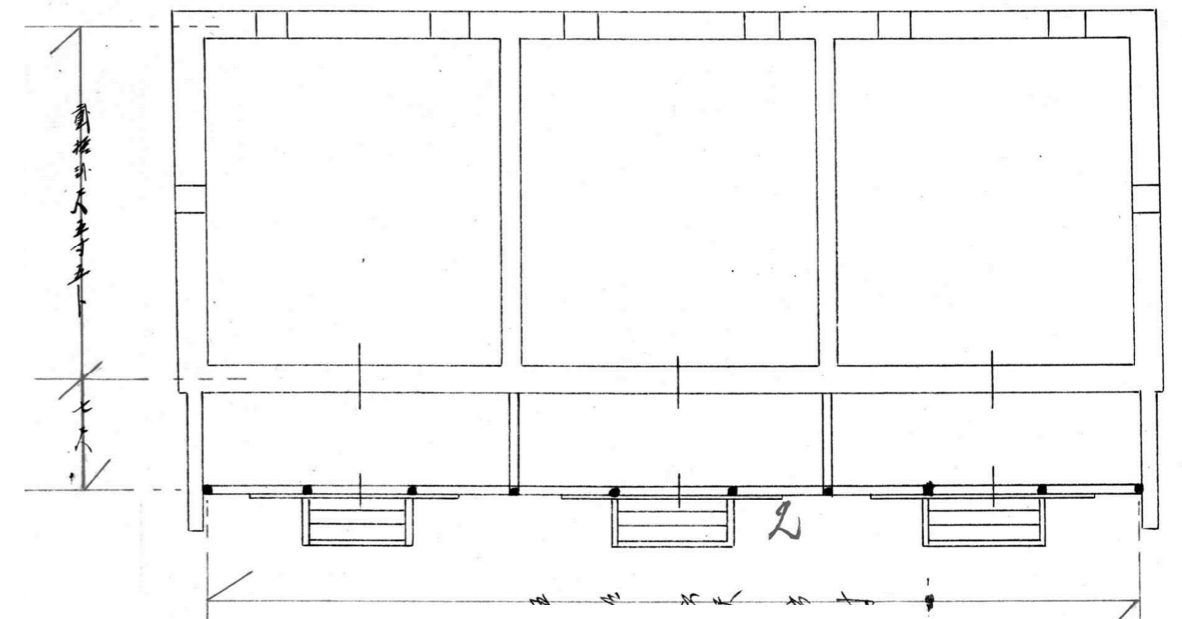


図2. 歩兵第四十四連隊(第一号)弾薬庫平面図
(高知大学附属図書館蔵)※建築当初の図面と考えられる

参考資料4-2 遺存する構造と意匠一覧表-講堂

		講堂		
		現状	時代	推定される明治30年代の姿
1	基礎	レンガ組積造	明治30年代	—
2	床組	撤去されている	旧国立印刷局時代に改修と推定	木造床組
3	軸部	木造軸組	明治30年代	—
4	小屋組	洋風トラス (真束小屋組)	明治30年代	—
5	屋根	鉄板瓦棒葺	旧国立印刷局時代に改修と推定(垂木・野地板・棧瓦を取替)	棧瓦葺
6	外壁	南京下見板張り ペンキ塗仕上	明治30年代か ※塗装は不明	塗装は不明
7	内壁	縦羽目板張り	明治30年代	—
8	天井	撤去されている	旧国立印刷局時代に改修と推定	棹縁天井 (天井部分の廻縁の痕跡より)
9	間仕切壁	撤去されている	旧国立印刷局時代に改修と推定	3室に間仕切り、板壁仕上か(トラス下部のほぞ穴痕跡および図4より)
10	開口部(窓)	内:引違ガラス戸 外:外開き板戸	不明	引違腰板ガラス戸のみ 外開き板戸は無し (写真より)
11	出入り口	シャッター(3カ所)	旧国立印刷局時代に改修と推定	掃き出し形式の木製引違戸か(図4より)

『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』高知市教育委員会、2016年 による

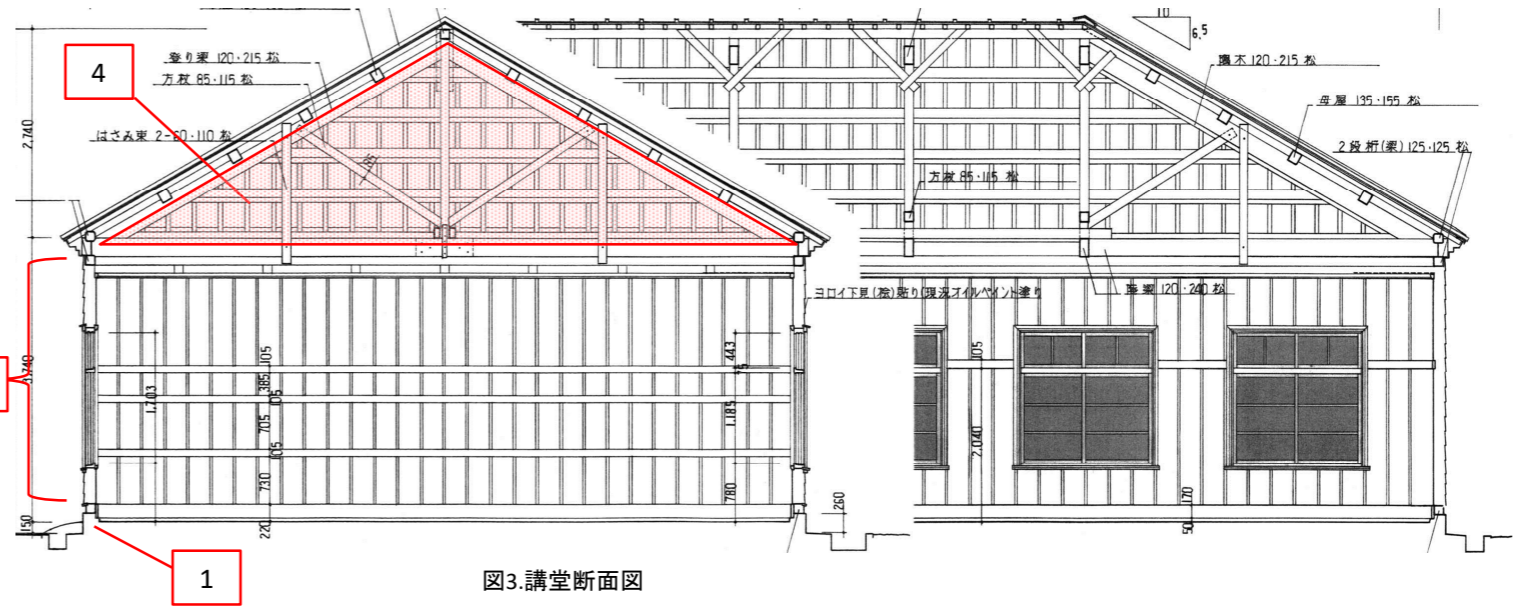


図3.講堂断面図

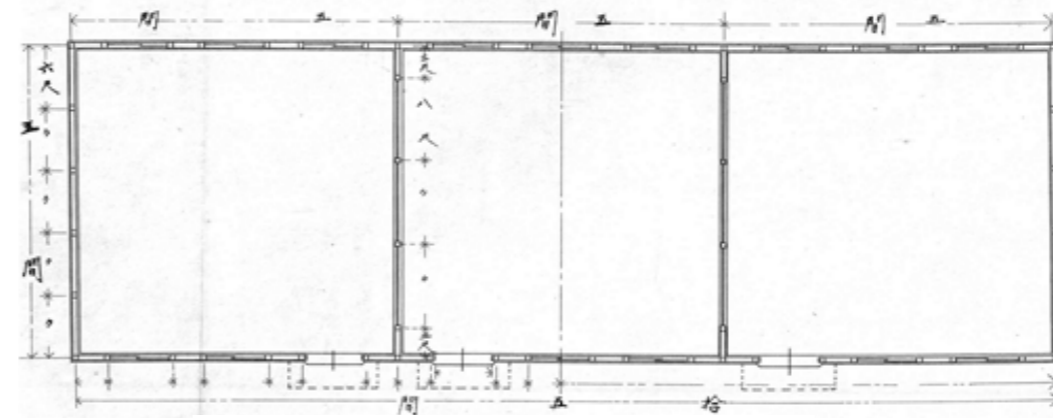


図4. 歩兵第四十四連隊講堂平面図
(高知大学附属図書館蔵)※建築当初の図面と考えられる



写真.「歩兵第四十四連隊 銃剣術」文葉堂発行
(高知大学附属図書館蔵)

【1】 周辺に残る旧陸軍歩兵第 44 連隊の関連施設について

朝倉地区は、旧陸軍歩兵第 44 連隊兵営地と周辺にはそれに関連する陸軍病院や陸軍墓地等の施設が設置されたことから、高知県の近現代史を考えるうえで大変重要な場所であり、旧陸軍歩兵第 44 連隊跡地と周辺に点在する関連跡地にある伝承や残存する遺構について、連携した面的な活用を行う。

(1) 旧陸軍歩兵第 44 連隊の設置

○明治 29(1896)年 9 月…全体計画を公表

《計画》

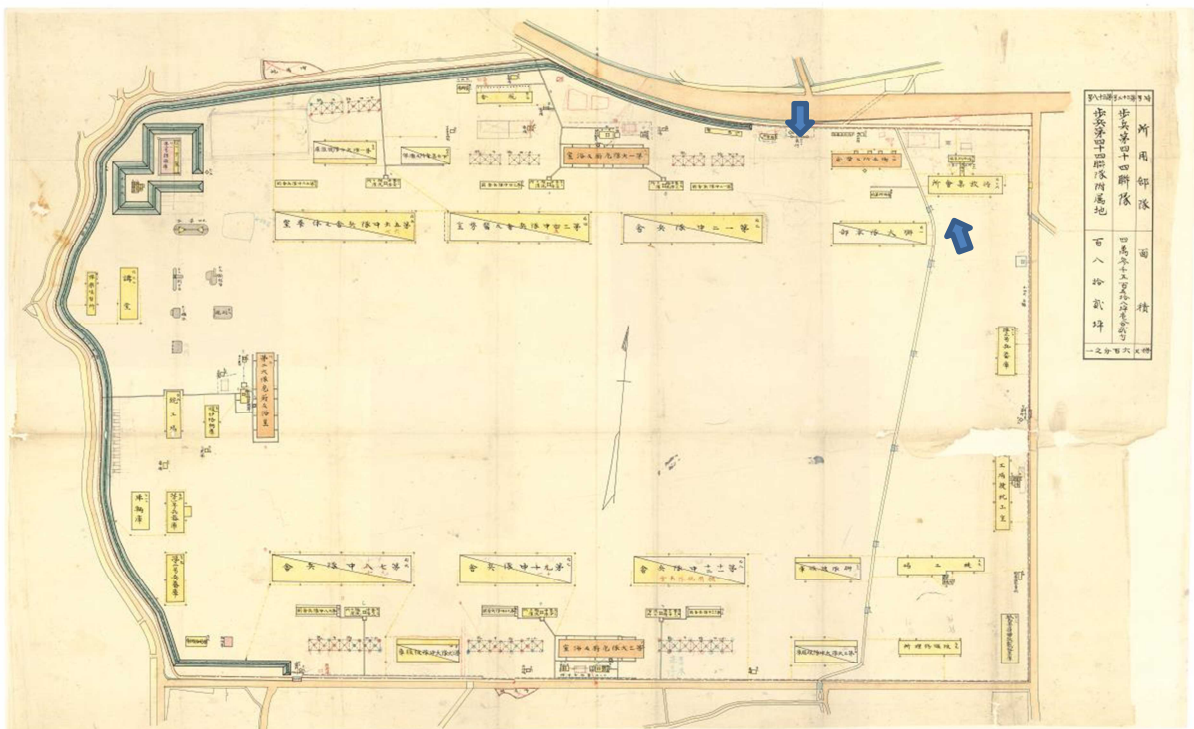
①兵営敷地を朝倉村木の丸神社と同村々役場の間に設けその坪数は 4 万坪余。②練兵場は同村々役場以南県道以西にあって、その坪数 5 万坪余。③病院はその西方にあって坪数 3600 坪余(六十間四方)。④射的場はその南方にあり深田を埋め潰してこれを受け、その坪数 25000 坪余。また、⑤墓地と作業場は西方山腹にあり、水平 4500 坪を切り取り、その内 1500 坪を墓地に、3000 坪を作業場に充てる。陸軍省は兵営敷地以外の土地を買収するもののこれを一時に行わず、30 年度にその 4 分の 1 を買収し他は追々着手する。・・・

引用文献：高知市立自由民権記念館紀要第十二号

『歩兵四十四連隊誘致と兵営敷地献納運動』公文豪

(2) 周辺に残る旧陸軍歩兵第 44 連隊の関連遺構

①兵営



- ・ 大部分は高知大学の敷地になっており、確認できる当時の遺構としては、連隊設置とほぼ同時に構築された庭園が、大学構内の東北隅にあり掘られた池とその中に浮かぶ中島には砂岩製の灯籠が所在する。北東角から正門方向へ向かって約100mのコンクリート塀や正門には築山が残る。また、旧国立印刷局高知出張所跡地に講堂及び弾薬庫が遺存する。



②練兵場

- ・ 『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』の第IV章 文献調査・聞き取り調査では、「ポプラの木がね、端っこに点々とあるだけで、塀も何も無かった。あそこに水路があつてね」「北側の水路、その北側はもう練兵所ですわ。あの道からはもう全部見えたわけ。演習の具合が。」との記載があり、現在は宅地化されてはいるが、調査報告書にも記載される練兵場を周囲を巡っていた水路が名残を確認することができる。
- ・ 県道38号線東側にある祠の敷地内に、軍馬鳳龍の墓が建てられている。軍馬鳳龍は、大正9(1920)年3月22日に歩兵第44連隊に配属されシベリア事変(大正9年～11年)、上海事変(昭和7)年に参加し昭和8(1933)年5月21日に、第44連隊内兵営内で死んだ軍馬の墓であるが、戦後、この地に移したと言われている。

③陸軍病院

- ・ 独立行政法人国立病院機構高知病院の敷地になっており、北側フェンス沿いに高知陸軍病院跡と刻まれた碑が建てられている。

昭和21(1946)年1月31日

陸軍病院を国立高知病院に改組

平成16(2004)年4月1日 現名称に変更



